法　　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人内田計一は願により公証人を免ぜられた。

上杉英司は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人内田計一の後任を命ぜられた。（以上三月十一日）（法務省）

労　　働

船員の特定最低賃金の決定に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第３号

交通政策審議会から漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大して、漁業（いか釣り）最低賃金の額を決定することについて答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

令和７年４月３日

国土交通大臣　中野　洋昌

交通政策審議会の意見（要旨）

漁業（いか釣り）最低賃金については、以下のとおりとすることが適当である。

１　適用する地域　全国

２　適用する使用者　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

３　適用する船員　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第５項に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

４　適用する期間　いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

５　第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　213,300円（月払いとする）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

６　最低賃金に算入しない賃金

⑴　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

⑵　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

⑶　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

⑷　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

⑸　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

沖縄県沖縄市海邦町３番26**拓南製鐵株式会社**の工場財団に沖縄県沖縄市海邦町３番26拓南製鐵株式会社新中城工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月３日　那覇地方法務局沖縄支局

有権者申出方

元当局所属公証人内田計一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年４月３日　名古屋法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月３日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年３月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中四国クボタ　江草　　徹　岡山県岡山市東区宍甘275　国土交通大臣許可（般―２）第27759号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告